

使役の「文脈」

——《強制》の意味を表す使役を中心に

王 慧雋

◆要旨

本稿は、テレビドラマから収集された実例を用いて、使役が用いられた表現に見られる「意図」と関連づけて、《強制》の意味を表す使役がなぜわざわざ使われるのかを考察したものである。考察の結果、次のようなことが分かった。《強制》の意味の使役は、様々な事態を描き出し、《強制》の意味を表すとともに、異なる話の流れの中で2通りに「機能」する。《強制》の意味の使役のそれぞれの「機能」が働くことによって、様々な表現が生み出され、多種多様な「意図」を効果的に実現させられると期待できる。この結果から、日本語教育において、なぜわざわざ使役を使う必要があるのかについて説明することの必要性および可能性が示唆されたと考えるものである。

◆キーワード

「意図」、表現、意味、「機能」、表現効果

◆ABSTRACT

This paper describes considerations concerning why Causative Expressions in Japanese, which mean “enforcement” are used, in the analysis of relation with “Communicative Intention” where causative terms which mean “enforcement” are deliberately utilized, sampling the actual cases of TV dramas. Through my considerations, I found as follow:

1) Causative Expressions which express “the meaning” of “enforcement”, are used to describe various situations and function in two different ways with different flows of words.

2) These enable me to expect that I can achieve various “Communicative Intentions” in effective manners with generations of various Expressive Effects.

The conclusion suggests both the needs and possibilities of explanations regarding the needs to deliberately use Causative Expressions in Japanese language education.

◆KEY WORDS

Communicative Intention, Expression, Meaning, Function, Expressive Effect

Context of Causative Expressions Focusing on the expressions concerning “enforcement”

HUIJUN WANG

1 はじめに

日本語教育の現場において、使役^[注1]を用いた使役文は(1)のように導入され、動詞の使役形の作り方の練習に続き、(2)のような変換ドリルや、(3)のようなモデル会話文を部分的に置き換えての会話の練習が行われることがある^[注2]。

- (1) [導入] T: Sさん、ここを読んでください。〈Sは本を読む〉 Sさんは本を読みました。わたしはSさんに本を読ませました。(み)
- (2) [練習] T: 体にいいです・毎朝子どもは牛乳を飲んでます。
→ S: 体にいいので、毎朝子どもに牛乳を飲ませています。(み)
- (3) [練習] A: お子さんに何かうちの仕事をさせていますか?
B: ええ。食事の準備を手伝わせています。
A: そうですか。いいことですね。
①食事のあとで、お皿を洗います②毎日犬の世話をします(み)

しかし、学習者が使役を過不足なく使えるためには、使役文が表す意味を理解し、使役文を組み立てられるだけではまだ不十分である。そもそもなぜ使役を使う必要があるのかも理解できなければならない。上記の例で言えば、例えば、(1)(2)の場合、「Sさんは本を読みました」や「毎朝子どもは牛乳を飲んでます」では伝えられず、使役を用いてはじめて伝えられるようになることはどのようなことなのか、また、(3)の場合、Aが「お子さんは何かうちの仕事をしていますか?」と会話を始めることもありうるにもかかわらず、使役を用いて質問し、そしてBが使役で答えるのは何のためなのか、というところの指導も不可欠なのである。

使役に関しては、これまで多数の研究がなされてきたが、「なぜ使役か」を指導するにあたって参考となる関連の研究は見当たらない。そこで本研究では、使役はなぜわざわざ使われるものか、それを指導するにあたっての基礎研究として、テレビドラマのシナリオから収集した実例に基づき、話し手がどのよう

な表現を行おうとしてその表現の中に使役を用いているのか、使役が話の流れの中でどのように「機能」し、どういった表現効果を生み出すのか、という「文脈」の視点から、なぜ使役がわざわざ使われるのかに関する考察を試みる。

2 先行研究と本研究の関係

2.1 表現論および「文脈化」指導と本研究における使役の捉え方

なぜわざわざ使役を使う必要があるのかに関する考察は、先行研究では見当たらないが、ここでは、まず、本研究で使役が使われる必要性を分析するにあたって用いる重要な概念である「表現意図」(以下、「意図」と略す)の関連研究について述べておきたい。

蒲谷・川口・坂本(1998)など一連の研究は、表現論の立場から、「何のために表現するのか」「何が表現したいのか」「その表現を通じて何を叶えようとしているのか」を「意図」とし、すべての表現を大きく「自己表出表現」「理解要請表現」「行動展開表現」との3つの類型に分けている。「自己表出表現」とは、風呂に入ったときの「ああ、いいお湯だ。気持ちいいな」などの独り言に見られるような、表現する者が自分以外の者を意識せず、自己の感情・認識の表出を「意図」する表現のことである。「理解要請表現」とは、人からプレゼントをもらって「あ、うれしい!」などのような自己の感情・意志を伝えて相手に理解されることを「意図」する表現や、または、「明日は晴れでしょう」という天気予報が典型的なものとなる、知識・情報を伝えて理解されるための表現、あるいは「こんにちは」などの挨拶に典型的に見られるように、形式化した表現そのものを通じて相手との関わり方への把握の仕方を伝えるための表現のことである。そして、「行動展開表現」とは、ペンを借りようとする「ペンを貸してもらえませんか?」のような、何らかの行動が展開されることを「意図」する表現のことである。さらに、「行動展開表現」が行われるための「行動展開」の「意図」は、だれ(表現をする「自分」か、表現相手の「相手」か、それとも両者以外の「第三者」か)が行動するのか、「行動」が展開されるかいなかを定める「決定権」を持つのはだれなのか、「行動」が展開されることによってだ

れが「利益」を受けるのかという3点から分析して、表1に示されている9種類の「意図」の種類を挙げている。例えば、教師から学生に向かっての「宿題を出してください」といった表現に見られるような{指示・命令}は、「自分」がその展開を決める「行動」(ここでは学生が宿題を出すという「行動」)で、「相手」が「行動」することによって、「自分」が利益を受け、妻が夫に向かって「実家に帰らせていただきます」と言うときの{宣言}は、「自分」が「行動」(ここでは妻が実家に帰ると言う「行動」)を決め、「自分」が「行動」することによって、「自分」が利益を受けるといように分析して、それぞれの言い方の待遇表現としての構造が記述できるのである。

表1 蒲谷・川口・坂本(1998)による各類型の「行動展開表現」

表現意図	行動	決定権	利益	典型的な表現
{忠告・助言}	A	A	A	シタホウガイイデスヨ
{勧誘}	AJ/A ^[註3]	A	AJ/A/J	シマセンカ・シマショウヨ
{依頼}	A	A	J	シテモラエマスカ/クレマセンカ
{指示・命令}	A	J	J/A/0	シテクダサイ・シナサイ
{許可与え}	A	J	A	シテモイイデス
{申し出}	J	A	A	シテアゲマショウカ
{許可求め}	J	A	J	シテモイイデスカ
{確認}	J	A	J/A/0	シテモイイデスネ
{宣言}	J/AJ	J	J/A/0	シマス・サセテモライマス

A: 相手 J: 自分 AJ: 両者 0: どちらでもない /: または

上記の蒲谷・川口・坂本(1998)の表現論の研究成果に基づき、川口(1996)をはじめとする一連の日本語の文法指導に関する先行研究^[註4]では、文型・文法項目を学習すると何が表現できるようになるかを明示したうえで指導しなければならないという立場から、「文脈化」という操作概念を提唱した。「文脈化」指導というのは、ある特定の文型・文法項目が「誰が・誰に向かって・何のために」行われるのかを記述したうえで指導を行うということである。例えば、バを指導するにあたって、「おいしい料理を作りたいと思っている主婦が・料理上手で知られる隣家の主婦に・料理のコツを尋ねる」というような文脈を

用意し、その中で、バを用いた「おいしいキムバップを作るには、どうすればいいですか」という表現を、「助言求め」を「意図」する表現として教えていくというようなことである。そして、川口(2005)においては、文型・文法項目の機能と表現の関係について、例えば、上記のバの例でいえば、「助言求め」という「意図」の実現のために、バのどのような機能が使われているのか、それはバのどのような文法的・意味的性格から可能になるかを考え、それを文法記述に生かすことにより、バの学習と会話が有機的につながっていくというように、文型・文法項目を指導するにあたって必要な記述の1つのあり方を提案している。

本研究でも、川口(1996,2005)などの一連の研究と同じ立場から、使役に関しても、使役が用いられたのはどのような「意図」のための表現なのかを通して考察したほうが、使役の使用の必要性がより分かりやすくなり、実際に指導する際に、何の「意図」の表現の例で使役を導入するか、使役を用いてどのような表現の練習ができるのかの参考にもなると考え、なぜわざわざ使役を使うのかを、使役が使われた表現の「意図」と関連づけて考察する。

2.2 使役が表す意味と本研究における《強制》の意味の使役

これまで行われてきた使役に関する研究でも認められているように、使役は様々な意味を表すことができる。使役の意味に関しても多数の研究がなされてきたが、例えば、使役が描き出す事態に関わる使役者と被使役者が「人間/事物」のいずれに関わることなのか、「有情」か「非情」か、あるいは「意志」か「非意志」かの観点から、使役の意味を考察した森田(2002)がある。森田(2002)では、使役は「①因果関係(論理)、②結果(無作為)、③責任・手柄、④誘発(不随意)、⑤放置(たまたま)、⑥放任(させておく)、⑦許容(ゆるし)、⑧指令(しむけ)、⑨使役(やらせ)、⑩他動性(作為)」といった10種類の意味が挙げられている。「コロンブスが卵を立たせる」が「⑧指令(しむけ)」であるとしながら、「成金が札束をちらつかせる」が「⑩他動性(作為)」と分類されているなど、使役の意味の分類基準にまだ検討の余地はあるものの、全体的に分かりやすい分類であると評価できる。

本研究では、森田(2002)の10分類と、使役と被使役者が人間か事物かとい

う視点を参考にし、採集されたテレビドラマのシナリオの実例を、使役に関わる使役者と被使役者がそれぞれヒトかモノ・コトかという基準で分析し、表2で示すように9種類のものがあると考え。森田(2002)では、「誘導尋問で犯人に吐かせる」と「病妻を無理に働かせる」はそれぞれ「⑧指令(しむけ)」と「⑨使役(やらせ)」となるが、本研究では、このように、使役者と被使役者がともにヒトであり、使役者が被使役者にそうせざるをえなくなるように命じたり仕向けたりするという事態が使役で描き出されている場合、「命じる」のか「仕向ける」のかというようには分類せず、同じく《強制》という意味を表すと考え。なぜ使役を使うのかは、この意味ごとに考察を行うのが適切だと考えるが、本稿では、話の流れの中から、使役の最も基本的な意味である《強制》の意味が読み取れるものに限定し、分析を行う。なお、使役が表す意味と使役が使われた表現に見える「意図」とは異なるレベルのものであるが、その概念の混同を避けるために、意味レベルのものを《 》で、「意図」レベルのものを { } でそれぞれ示す。() 内はドラマの略称である。

表2 本研究における使役が表す意味

使役者	被使役者	意味	テレビドラマのシナリオの実例
ヒト	ヒト	《強制》	そんなことしたら大学病院からやめさせられるわ。(白)
		《許容》	じゃ、特例で受けさせてください。お願いします。(H)
		《誘発》	私のせいです…先輩のこんな思いをさせて…(ハ)
		《成就》	絶対不利だと言われたあなたを当選させたのは僕ですよ。(C)
		《責任》	死なせていい患者なんていねえんだよ。(医)
モノ・コト	モノ・コト	《処置》	裁判長、検察官が無意味な質問でいたずらに審議を長引かせようとしています。(H)
		《放置》	患者の都合でバチスタを失敗させるわけにはいかない。(医)
モノ・コト	ヒト	《原因》	ガンが今回のことを決意させたんですか？(相)
	モノ・コト	《原因》	心臓に食い込んだ弾丸が一時的に洞結節を麻痺させ、電気信号を停止させた。(医)

3 本研究における使役と「文脈」分析の視点

2.1で先行研究を説明しながら、なぜわざわざ使役が使われるのかを、使役がどのような「意図」に向けての表現の中に使われているのかを捉えたいうえで考察すると述べた。また、使役と「意図」との関連は、使役そのものからも説明しなければならない。というのは、ある「意図」を表現するためにある特定の使役が用いられているのは、その特定の使役を用いて使役者のだれかが被使役者のだれかに何らかの動きや変化を引き起こすという事態を描き、ある意味を表すことに伴って、使役が持つある種の「機能」が働き、それが特定の話の流れの中である表現効果を生み出し、それによって、その特定の「意図」がよりよく表現できると期待しうるからであろう。使役を指導する際には、使役が描き出す事態と意味だけでなく、使役が表現の中でどのように「機能」し、それによって、どのような表現効果が現れ、表現者が「意図」したことが思う通りに実現させられる表現となっているのかも理解できるように指導しなければならない。

以上を踏まえて、本研究では、次の①～⑤の5つの観点から、なぜ使役を使う必要があるのかという「文脈」を考察する。使役は、

- ①どのような「意図」を実現するための表現の中に使われているのか、
- ②それは、使役がだれがだれに動きや変化を引き起こした事態を描き出し、
- ③どのような意味を表すためなのか、また、それに伴い、
- ④使役がどのように「機能」し、それによって、
- ⑤どのような表現効果を生み出すと期待できるため使われているのか。

4 用例収集

使役の「文脈」を考察するにあたって、2001年から2010年までの間に放送された10本のテレビドラマのシナリオから用例を収集した。収集された実例は、いずれも話しことばのものを扱う。書きことばではなく、話しことばにおける

使役を本稿の考察対象にしたのは、話しことばのほうからより多様な「意図」に基づいた「表現」が観察されると考えるからである。また、ドラマのシナリオを資料にしたのは、使役がどのような表現の中で、そして、なぜそこに使役が使われているのかを分析するには、どのような人物関係において、どのような話の展開だから使役を使うに至ったのかなどの要素の把握が必要なためである。シナリオであれば、筋立てがはっきりしていて、前後の話の流れもたどりやすい。今回の用例収集で合計745例の使役が採集されたが、以下はその中の246例の《強制》の意味に関わる使役について考察した結果を述べる。

5 《強制》の意味を表す使役の「文脈」の分析例

ここでは、使役の「文脈」、すなわち、なぜ使役を使う必要があるのかをどのように理解したらいいのか、その例を示すために、2つの例についてそれぞれの具体的な話の流れに沿って分析しながら詳しく見ていく。「→」の前後はそれぞれ使役者・被使役者に当たる者を記す。{ } 内は使役が用いられた表現に見られる「意図」である。

(4) 「相手」→「自分」{不満}を伝えることを「意図」する表現

黒沢 か…のじょにふられました。はい。

野田 「はい」って、見ていいの？(黒澤が渡した携帯のメールを読む)

野田 あのね、もっと踏み込んで、自分から動き出さなきゃダメってことなの。

黒沢 まあいいや。俺、こういうの苦手だし。

野田 メール読ませといて、そういう態度、ないんじゃないの？ なのよ、一人前に失恋しちゃいました、みたいな顔しちゃって。(a)

恋人にふられたと思い、落ち込んでいる黒沢に携帯メールを見せられ、そのメールを読んだ野田が、実は黒沢がふられたと勘違いしているのだと気づいた。そこで、自ら動き出すように黒沢にアドバイスしたところ、メールを見せておきながら、自分が親切に言ったアドバイスを聞こうともしないような態度

をとられ、黒沢に不満を感じたという状況である。

表現主体が「相手」の行為や状態に対する不満な気持ちを伝える、または「相手」が引き起こした不満な状況を変えることを「意図」する「不満表現」について詳しく分析・整理した坂本・蒲谷・川口(1996)では、不満の前提となる事実について確認・指摘すること、不満の感情を引き起こした「相手」の行動・状態などに対して評価することなどが「不満表現」の基本的な内容として挙げられている。話の流れから見れば、ここの「メール読ませといて、そういう態度、ないんじゃないの？」という表現は、表現主体の野田(=「自分」)が、表現の対象である黒沢(=「相手」)が自ら「自分」にメールを見せたことにより、「自分」の助言などをきちんと聞くべきなのにもかかわらず、そうしなかったことにマイナスの評価を下し、それを不満の感情として直接「相手」に伝えようとしているものだということが分かる。

ここでは「そういう態度、ないんじゃないの？」と評価するだけでも、不満は間違いなく伝わるであろう。しかし、実際に、そのように評価するだけでなく、その前に、なぜ「自分」が不満の感情を抱いたのか、つまり、不満の前提となる事実が述べられており、そこに使役の「読ませ」が使われている。その話がされるに至る経緯から、ここの「読ませ」は「相手」が「自分」にメールを見せたことを指して言っていることが分かり、しかも、後ろの「なによ」「ないんじゃないの」もあるため、「相手」が「自分」に読まざるをえなくなるように仕向けたという《強制》の意味以外には、「相手」が理解しようがなかろう。このように使役を使い、さらに、「(読ませ)といて」と付け加えると、「自分」のアドバイスをきちんと聞くなど、「相手」が「自分」を《強制》した行為の先に予想される手続きを進めないで放置しているとして、「相手」が「自分」にメールを読むように《強制》したことから始まる一連の行為が不適切であることを指摘することができる。それによって、「自分」が「相手」のどのような行為に不満を感じたかを明確に示す表現効果が現れ、「そういう態度、ないんじゃないの？」と支え合いながら、「自分」が「相手」に対して不満の感情を抱いていることがよりよく伝わる表現となっている。ここで使役がわざわざ使われているのは、このように～テオク(トク)と組み合わせ、「そういう態度、ないんじゃないの？」という詰問とともに使えば、「相手」が「自分」を《強制》

したという意味が表されることに伴って、「相手」の行為の不適切さを指摘し、「自分」が不満を感じている原因を明示し、不満の感情をより確実に「相手」に伝えられると期待できるためだと考える。

(5) 「自分」→「第三者」 {自慢} を「意図」する表現

朝倉 僕がまずやりたいのは教育改革です。

五十川 教育改革なんてのはね、みんな言うんですよ。

綿見 私は二十年前から教育改革を訴えています。前の教育基本法改正の時もですね…

五十川 その改正は、わたくしが文部科学省にはっぱをかけてやらせたんです。 (C)

(5) では、政党の総裁選挙で、教育基本法改正の話題を持ち出した綿見の話を遮って、五十川が自分の教育改革への貢献を主張している。総裁選挙という場であることから考えれば、綿見が教育改革を積極的に推進する姿勢をアピールしようとして言った「二十年前から教育改革を訴えています」と同様に、五十川の「その改正は、わたくしが文部科学省にはっぱをかけてやらせたんです」も、自己の「教育基本法改正」という功績を自負していることが綿見に理解されるための表現である、ということが明らかであろう。

使役の「やらせた」は、その前が「わたくしが文部科学省に」であるため、ここでは五十川 (=「自分」) が文部科学省 (=「第三者」) に働きかけたことを指しており、しかも、それは「はっぱをかけて」とともに使われているため、「自分」が「第三者」に教育基本法を改正するように命じたまたは仕向けたという《強制》の意味だとしか考えられない。(4) と同じく使役はここでも《強制》の意味を表しているが、教育基本法の改正は政治家として押し進めるべきことなので、このように使役を使うと、《強制》の意味が表されることに伴って、基本法改正の実行に関して「自分」が発揮した能動性を主張することができ、それによって、「自分」が教育基本法の改正を促した実績を持つことを示す表現効果が生み出される。さらに、ここにノダを付け加えると、改正は「自分」が文部科学省を促して始めて成立したという裏事情を強調して聞き手に認識さ

せることができ、自分が何を自負し、自慢しているのかが十分に伝わる表現となっている。ここで使役がわざわざ使われているのは、ガ格とノダを組み合わせて用いれば、「自分」が「第三者」を《強制》した意味が表されるとともに、「自分」の行為の能動性を主張し、「自分」の自慢できることを確実に聞き手に伝えられると期待できるためだと考える。

以上は、2つの実例を取り上げ、なぜ使役が使われるのかについて詳しく分析した。上記の分析は、使役だけではなく、ノダや～テオク(トク)のような文法事項と「ないんじゃないの」のような前後の語句とも関連づけて行った。もちろん、それらの文法事項や語句は使役とは異なる機能を持つものであり、話の流れの中でもそれぞれ違う表現効果を生み出しているわけである。しかし、表現はある「意図」の表現に向けて、様々な形式を組み合わせ、関連させて行われるものである。そういう意味で、ほかの文法事項や語句と切り離して、なぜ使役を使う必要があるのかを考察するのではなく、使役もほかの形式も、同じくある「意図」の実現のための表現の中に使われているものとして、関連づけながら分析したほうが、なぜ使役が使われるのかもより理解されやすいと考え、そのように分析を行ったのである。

6 使役の表現上の「機能」^[185]

第5節で示した2つの分析例では、話の流れや前後の語句などから使役はいずれも《強制》の意味を表しているが、《強制》の意味が表されることに伴い、(4) では使役者の行為の不適切さが指摘され、{不満} が伝わる表現となっているのに対して、(5) では使役者の行為の能動性が主張され、{自慢} の表現となっている。この2例だけでも、使役が異なる話の流れの中で、異なる「機能」を果たし、それによって違う表現効果が生み出され、またそれぞれ違う形式や語句などと支え合いながら、多様な「意図」の実現のための表現がなされることが分かる。上記で分析した(4)(5)以外の収集例については、それらがどういった「意図」のための表現なのか、使役がそれぞれどのような表現効果を生み出しているのかを網羅的に列挙することは不可能で、またそれが本研究の目的でもないため、ここでは、適切に例を示しながら、使役が話の流れの

中でどのように「機能」しているかについて述べる。使役がどのように「機能」しているのかについて述べるのは、使役を指導するにあたって、使役に期待できる「機能」を明確にしておければ、「機能」ごとに使役を導入・練習することが可能となると考えるためである。

本稿の考察対象となるのは話の流れから《強制》の意味と読み取れる使役であるため、使役で使役者が被使役者に何らかの動きや変化を《強制》的に引き起こしたという意味が表される点では共通している。しかし、収集された実例から見ると、同じく《強制》の意味でも、異なる表現の中では大きく2通りに分かれる現れ方を呈していることが分かる。1つ目は、(4)の「メール読ませ」として、そういう態度、ないんじゃないの?」に見られるような、《強制》の意味が表されると同時に、使役者による《強制》的な働きかけにより、被使役者または第三者に心理的や物理的な不都合が生じたなどと、表現する者がその《強制》的な働きかけを否定的に評価していることが全体の表現から読み取れる現れ方である。同様の現れ方を見せているのは、(4)のほかには、例えば、以下の「自分」が「相手」に「時間を取る」ように《強制》したことを悪く思っていることが分かる(6)と、「相手」が「第三者」に「調べる」ように《強制》したことがはっきりしていることが分かる(7)などがある。

(6) 「自分」→「相手」{謝罪}を「意図」する表現

片山 すみません、そろそろ仕事なんで、いいですか?
久利生 あ、すみません、時間取らせちゃって。(H)

(7) 「相手」→「第三者」{不満}を伝えることを「意図」する表現

中村 私とのがばれて自分も飛ばされるのが怖くなってきたんでしょ?
芝山 なに言ってんの? 俺、そんな小さな男じゃありませんよ。
中村 遠藤君を使ってこそこそ調べさせているくせに? がっかりだわ。(H)

このような、使役が表現の中で《強制》の意味を表すことによって、使役で描き出される働きかけ、つまり、使役者が被使役者にある動きや変化を引き起

こすという行為が不適切であると表現者が指摘することを、表現上「不適切さを指摘する機能」と捉え、使役がそう「機能」することによって、例えば、(4)のような「相手」に関して不満の感情を抱いている原因を明示するといった表現効果が生み出されるのだと考える。

それから、使役が表す《強制》の意味のもう1つの現れ方は、例えば(5)の「その改正は、わたくしが文部科学省にはっぱをかけてやらせたんです」に見られるような、《強制》の意味が表されると同時に、使役者の《強制》的な働きかけにより、被使役者または第三者に利益が生じる、または、使役者に被使役者を《強制》的に働きかける力を持ち、それを実行する義務や必要があるなど、表現する者がその《強制》的な働きかけを肯定的に評価していることが全体の表現から読み取れる現れ方である。同様の現れ方を見せているのは、(5)のほかには、例えば、以下の「自分」が「第三者」に「やる」ように《強制》したことが当然だと思っていることが分かる(8)と、「相手」に「第三者」に「やめる」ように《強制》するべきだと考えていることが分かる(9)などがある。

(8) 「自分」→「第三者」{宣言}を「意図」する表現

国平 一刻も早く持ち出してください。
財前 分かりました。佃たちにやらせます。(白)

(9) 「相手」→「第三者」{指示・命令}を「意図」する表現

百坂 なんだよ、これ。美山、なんとか言い聞かせてやめさせろ。
美山 分かってます。(C)

このような、使役が表現の中で《強制》の意味を表すことによって、使役で描き出される働きかけ、つまり、使役者が被使役者にある行動を促すという行為の能動性を表現者が主張することを、表現上「能動性を主張する機能」と捉え、使役がそう「機能」することによって、例えば、(5)のように改正への自己の影響力を自慢するといった表現効果が生み出されるのだと考える。

7 日本語教育における使役の指導の再考

第5節では、なぜ使役がわざわざ使われるのかについて、具体的な事例を取り上げ、5つの視点から「文脈」の分析をしたが、本論の使役のように日本語教育においてなぜ特定の文法形式が表現上要請されるのかを意識させながら指導するためには、導入時に使われる例も、練習をするための例も、「文脈」的に明晰で分かりやすいものでなければならぬと考える。そこで、ここでは文頭に挙げた(1)(2)(3)の3つの教科書による使役の導入例・練習例について、「文脈」の視点から再検討し、なぜ使役がわざわざ使われるのかが分かりやすいものであるために、どのような工夫が必要なのかについて見ておきたい。

まず(1)では、Tが「Sさんは本を読みました」と発話しておき、その後「わたしはSさんに本を読ませました」と使役を使って発話したのは、使役文の形式と「読ませました」の表す意味を理解させるためだということが分かる。使役文の組み立て方や使役が《強制》の意味への理解を促すという点から見れば、TがSに本を読むように命じ、Sが「読みました」という経緯の把握を借りながら、学習者は自分なりにその意味を理解することはできるであろう。しかし、ここで「Sさんは本を読みました」とTが言ったばかりにもかかわらず、「わたしはSさんに本を読ませました」と言い方を変えて言っているのは何のためなのか、何を聞き手に理解させる「意図」がその表現に含まれているのかが見えない。TがSに命じたところを見ていなかった聞き手に向かっての「わたしがSさんに読ませたんだ」なら、Sがなぜ「読んだ」のかの経緯を聞き手に説明する表現としては理解できるが、「わたしはSさんに本を読ませました」のままでは、その表現の「意図」が見えず、なぜ「読ませました」を使う必要があるのかも理解しにくいように思われる。

練習のほうでは、(3)の「お子さんに何かうちの仕事をさせていますか?」「ええ。食事の準備を手伝わせています」の会話練習は、練習にあたっては場面・状況、人物、内容についての理解の確認が必須であることが前提となる練習^[註6]として作られているため、「子どもの教育に悩んでいる母親が・ほかの子どもをきちんと教育できていそうな母親に向かって・子どもの教育の仕方を

尋ねるため」いう「意図」から始まる会話だ、といった設定ができれば、なぜ使役を使う必要があるのかも理解されやすくなるであろう。それに対して、「文型の定着を図る」という狙いで作られたドリル練習である(2)の「体にいいので、毎朝子どもに牛乳を飲ませています」は、その表現を行っている母親が誰に向かって何の話をしている際にこう言っているのかに関する提示がないため、「体にいいので、毎朝子どもは牛乳を飲んでます」とどう違うのかが容易に理解されるものになっていない。練習が文型の形式を定着させるためだけの練習に陥らないように、例えば、「子どもの健康への心がけを尋ねられた母親が・子どもの健康に気をつけたいが、母親としてどのようなことをしたらいいかが分からない別の母親に向かって・子どもの健康のためにやっていることを教えるために」といった設定をしておけば、文型が定着すると同時に、「なぜ使役か」への理解とつなげることも期待できるであろう。

もちろん、実際の授業では、上記のような教科書や教師指導参考書に書かれている導入の仕方や練習をそのまま使って教えるのではなく、学習者に合わせて導入・練習を行うことのほうが多いであろう。教科書・参考書を工夫しながらの指導であれ、教科書・参考書を使わない指導であれ、日本語教育での指導は、使役の意味の理解と使役文の組み立て方だけではなく、学習者が「なぜ使役か」を理解できるようにするものでなければならない。学習者の理解を深める指導をするというのは、教師が必ずしも学習者に第5節の分析のような詳細な説明を行わなくてはいけないということではなく、教師とのQ&Aを通して、学習者がなぜ使役を使う必要があるのかを意識して個々の用例で考えるようになる活動を設計する、あるいは、教師が導入に用いる例に、使役を使う必然性と表現効果が学習者に理解されやすい「文脈」が選ばれているかどうかを考える、さらには、学習者が使役を使って何を表現できるのか、なぜそこに使役を使う必要があるのかに関する理解が深まるような練習課題になっているかどうかを意識するなどということなのである。

8 今後の課題

本稿では、テレビドラマのシナリオから採集された事例を通して、なぜわざ

わざ使役を使う必要があるのかという「文脈」を考察した。この考察は、使役はどのような「意図」の実現のための表現の中に行われているのか、使役でどのような事態が描き出され、どのような意味が表されているのか、それに伴い、使役がどのように「機能」し、それによって、どのような表現効果が生まれるのか、という観点からの分析を試みたもので、日本語教育で使役の導入・練習を考えていく際の基礎研究となるのではないかと考えている。今後は、さらに実例を増やし、《許容》《誘発》などの意味に関わる使役も考察対象に入れ、より全面的な考察に努めるつもりである。それとともに、具体的な指導方法を実践しながら、教材開発なども視野に入れつつ、学習者が、使役を含め、特定の文法形式が何のために使われるのかをよりよく理解し、また彼らが自分自身の表現に適切に使えるように、「文脈化」の指導案も考えていきたい。

〈早稲田大学大学院生〉

- 川口義一 (1996) 「日本語指導の文脈化」『日本語教育・異文化間コミュニケーション』pp.69-91. 北海道国際交流センター
- 川口義一 (2005) 「文法はいかにして会話に近づくか—働きかける表現と語る表現のための指導」『フランス日本語教育』2, pp.110-121. フランス日本語教師会
- 坂本恵・蒲谷宏・川口義一 (1996) 「「待遇表現」としての「不満表現」について」『国語学研究と資料』20, pp.29-38. 国語学研究会
- 森田良行 (2002) 「使役表現の諸相—「～せる／～させる」の問題」『日本語文法の発想』pp.181-199. ひつじ書房

【用例出典】 () 内は放送年

- 『HERO』(2001)、『相棒』(2002)、『白い巨塔』(2003)、『離婚弁護士』(2004)、『anego』(2005)、『医龍』(2006)、『ハケンの品格』(2007)、『CHANGE』(2008)、『BOSS』(2009)、『素直になれなくて』(2010)

注

- [注1] …… 本稿における「使役」は、「～(さ)せた」「～(さ)せる」または「～(さ)せておく」などの複合形式の中の「～(さ)せて」の部分を目指す。
- [注2] …… ここでは日本語教育で広く使われている教科書『みんなの日本語』(スリーエーネットワーク)の『みんなの日本語初級IIテキスト』にある使役文の練習の例と、『みんなの日本語初級II 教え方の手引き』にある使役文の導入例を挙げる。
- [注3] …… 2種以上の該当者が考えられるものについては、蒲谷・川口・坂本 (1998: 121) の表記に従い、「/」で示す。
- [注4] …… 本稿の参考文献に挙げられている川口 (1996) および川口 (2005) ほか数点があるが、ここでは、紙幅の関係で省略する。
- [注5] …… なぜわざわざ使役を使うのかに関しては、使役を使うと前の文の主語を変えずにそのまま文を組み立てられるようにするためということも考えられるが、本研究では、このような談話レベルの文法的機能ではなく、ある「意図」の実現のための表現の中に使役が使われているところに着眼し、使役の表現上の「機能」のことを考察する。
- [注6] …… 『みんなの日本語初級II 教え方の手引き』の「第II部『みんなの日本語初級II』教科書・手引きの使い方」を参照されたい。

参考文献

蒲谷宏・川口義一・坂本恵 (1998) 『敬語表現』大修館書店